

返戻金制度について

株式会社〇〇〇〇 殿

○返戻金制度に関する事項

当社の紹介により、採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間および割合に定める金額を求人者（株式会社〇〇〇〇様）へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後30日以内に退職した場合、紹介手数料の100%を返金
- ・入社後60日以内に退職した場合、紹介手数料の70%を返金
- ・入社後90日以内に退職した場合、紹介手数料の50%を返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しない事とする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。